島

の申請があった件三件

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

公

○一般競争入札を行う件 ○平成十九年度福島県職員採用選考 ○平成十九年度福島県任期付職員採)特定非営利活動法人の設立の認証 用候補者登録試験を実施する件 予備試験を実施する件二件

> 뿔 ○土地改良事業の工事の完了につい 届出があった件 あった件 て届出があった件

○平成十九年六月一日付け定例第千 八百八十号中

○公共測量を実施する件

正

四 五

公告第三百三十九号

平成十九年度福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成十九年六月十二日

福島県知事 佐 藤 雄 平

試験を実施する職種

福祉、醸造に関する技術職、 食品加工に関する技術職、職業訓練指導員 (電気)

試験期日

受験申込受付期間 平成十九年八月二十日 月

四 受付窓口及び問い合わせ先 平成十九年七月二日(月)から同年八月十日

金)

まで

1

電話 (〇二四) 福島県保健福祉部保健福祉総務領域総務企画グループ 五二一七二九 (福島市杉妻町二番十六号)

○種畜証明書の交付について通報が 四五四

○土地改良区の役員が就退任した旨 **四**

儿

受付窓口及び問い合わせ先

原子力 から同年八月二十四日 金) まで

福島県生活環境部県民環境総務領域総務企画グループ (福島市杉妻町二番十六号)

福島県商工労働部商工総務領域総務企画グループ

(福島市杉妻町二番十六号)

福島県保健福祉部保健福祉総務領域総務企画グループ (福島市杉妻町二番十六号)

電話(〇二四)五二一一七二一九

公告第三百四十一号

平成十九年度福島県育休任期付職員採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

試験を実施する職種 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百十号) 第六条第 福島県知事 佐 藤 雄 一項第

平

登録予定人員

号の規定による任期を定めて採用する職

一般事務 四十名程度

医 一名程度

福島県商工労働部商工総務領域総務企画グループ(福島市杉妻町二番十六号) 醸造に関する技術職、食品加工に関する技術職及び職業訓練指導員(電気)

2

(〇二四) 五二 一七二六九

(人事領域人事グループ)

公告第三百四十号

平成十九年度福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成十九年六月十二日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

試験を実施する職種

原子力、職業訓練指導員 (観光) 、言語聴覚士

試験期日

平成十九年九月十一

日 火

受験申込受付期間 平成十九年七月二十三日 (月)

電話 (〇二四) 五二二一七一五五

職業訓練指導員(観光)

2

電話(〇二四)五二一一七二六九

言語聴覚士

3

(人事領域人事グループ)

平成十九年六月十二日

獣 保 育 士 一名程度

建 築師

Ŧi.

農業土木 産 畜林農

> 一名程度 一名程度 一名程度

土 木

> 名程度 名程度

試験期日

三 四 平成十九年七月三十一日

火

受験申込受付期間

受付窓口 平成十九年六月二十二日 金 から同年七月二十日

金)

まで

四)五二一一七五九〇) 福島県人事委員会事務局採用給与グループ (福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二

六 問い合わせ先 福島県総務部人事領域人事グループ(福島市杉妻町二番十六号 電話 (〇二四) 二 番 五

二一─七○三三)又は福島県人事委員会事務局採用給与グループ

電話 (〇二四) 五二一—七五九〇)

(人事領域人事グループ)

(福島市杉妻町)

公告第三百四十二号

第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下 を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。) |財務規則||という。) 第二百四十六条第一項の規定により公告する。 平成十九年商業統計調査電子計算機処理業務委託について、次のとおり一般競争入札

福島県知事 佐 藤 雄 平

入札に付する事項

福

平成十九年六月十二日

件名及び数量 平成十九年商業統計調査電子計算機処理業務 式

3 2 履行期間 契約締結日から平成二十年三月二十五日まで 入札説明書及び仕様書による。

履行場所 仕様書による。

入札に参加する者に必要な資格に関する事項

者に必要な資格の確認を受けた者であること。 施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であり、 かつ、 当該入札に参加する

入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を次に掲げる

なお、平成十九年六月二十七日(水)午後五時までに当該申請を行わなかったとき場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。 は、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号九六〇—八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

> 電話〇二四―五二一― 福島県企画調整部情報統計領域統計調査グループ 七一四七

兀 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所

県庁西庁舎八階八○一会議室(福島県福島市杉妻町二番十六号) 入札説明会の日時及び場所 平成十九年六月十九日(火)午前十 -時三十分

島県自治会館七階七〇一会議室(福島県福島市中町八番二号) 入札及び開札の日時及び場所 平成十九年七月十一日 (水) 午後 時三十分 福

その他 郵便による入札は、 不可とする。

入札保証金及び契約保証金

Ŧi.

当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保

ては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。 ればならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合におい 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなけ

入札者に要求される事項

六

関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に 入札の無効 この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限まで

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

その他

分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五 数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る 五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を 行った者を落札者とする。

契約書作成の要否

その他 詳細は、入札説明書による。

(情報統計領域統計調査グループ)

公告第三百四十三号

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利

Ŧi.

島

名称

平成十九年五月三十日 申請のあった年月日 県

三 名称 代表者の氏名 平成十九年六月一日申請のあった年月日 NPO法人St

u d i 0 В o 0 g 平成十九年六月十二日

兀

主たる事務所の所在地 義久

福島県郡山市久留米五丁目百七十一番地の一

この法人は、地域社会を担う人達に向けて、 定款に記載された目的 イベント開催等により交流の機会を提

エステートビューC一〇二号

供するとともに慈善活動等を行い、地域の発展や活性化に寄与することを目的とする。 (文化領域県民文化グループ)

公告第三百四十四号

報

活動法人の設立の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利 平成十九年六月十二日 次のとおり公告する。

福島県知事 佐 藤

雄

平

平成十九年六月十二日

代表者の氏名

特定非営利活動法人南山匠の会

三 仁郎

四 主たる事務所の所在地

福島県南会津郡南会津町田島字会下甲三千二百七十四番地

Ŧi. 定款に記載された目的

建築技術の専門知識を活用しながら、 連携して、まちづくり・環境保全・伝統技術の継承などに関する事業を行うとともに、 に寄与することを目的とする。 この法人は、地域住民に対して、他の特定非営利活動法人、地域社会活動団体等と 地域の良好な住環境及び社会基盤の維持・保全

(文化領域県民文化グループ)

公告第三百四十五号

活動法人の設立の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利 平成十九年六月十二日 次のとおり公告する

平成十九年六月四日申請のあった年月日

福島県知事

佐

藤

雄

平

福島県知事

佐 藤

雄

平

名称

特定非営利活動法人西会津まちづくり応援隊

代表者の氏名

三 孔男

兀 主たる事務所の所在地

福島県耶麻郡西会津町野沢字桜木前乙百七十四番地四 西会津テレワークセンター

定款に記載された目的

<u>Ŧ</u>i.

西会津町の活性化に寄与することを目的とする。 プ支援等に関する事業を行い、各団体間のネットワークの拠点として役割を果たし、 この法人は、 西会津地域及び住民に対して、町の環境整備支援、活動団体・グルー

(文化領域県民文化グループ)

公告第三百四十六号

の交付について、農林水産大臣から次のとおり通報があった。 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項に規定する種畜証明書

福島県知事 佐 藤 雄

平

平 十 九	号 一 福 平 第 島 十 一 県 九	番 証 種 明 号 書 畜			
	豚	類の家 種畜			
3 	種 ャクヨ シ	品 種			
D e g i	v a G 1 i n r 2 v k a a c 1 l R e 2 e b	名			
1 0 r	1 1 R e 2 e b	前			
	英 国	産地			
j i C a e o h l t l d t	a l n G i E d a k r v l y n a a y 4 d W c l	母父			
1 e R r a f	s o e 6 R o b e L d a v	統			
	倉字小村郡西原小田大西白 田倉字郷河	住銅			
	ター 改良セン なり変畜 の	は氏 名名 者			
	で参り	称又			

号 一 福 平 第 島 十 六 県 九	号 一 福 平 第 島 十 五 県 九	号 一 福 平 第 島 十 四 県 九	号 一 福 平 第 島 十 三 県 九	号 一 福 第 島 二 県
豚	豚	豚	豚	豚
種 ヤクヨ シー	種 ャクヨーシー	種 ャクヨ	種 ャクヨ	種 ャク
0 ニエ 8 0 I 6 ラア ジイ 1 ヤ 5 I ク	0 ニエ 7 0 コー 6 ラア 1 ヤ 5 1 ク	5 ビエ 0 ン 6 0 ア 6 ライ ジ 1 ヤロ	0 c a C h n e 6 i s l e M t 6 f i r 2 s i	1 a i 6 h o 1 3 1 2 R 2 a
福島	福島	福島	英 国	英国
6 + r d 3 - d 1 1 2 4 5 4 5 1 1 2 5 1 1 2 7 1 5 7 1 5 7 9 2 5 7 6 7 6 7 7 6 7 7 7	6 ヤ ア イ 3 - クニ 0 デビ 4 ジ ヒスト 5 - ロ 1 ジ ト 7 リ 9 ン	0 スエ ローニ ローニ スター 5 ヤ ローニ 1 ジウ 8 9	n C i n C e e e e S s f M s i t l i t l r 7 s r k i c i a h a	7 i e D r a a t p L h p a l d F e y a h
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同

	一 一 福 平 号 第島十 十 県 九		号 一 福 平 第 島 十 十 県 九		号一第九	号 一 福 平 第 島 十 九 県 九		福 串 十 九	号 一 福 平 第 島 十 七 県 九	
	豚		豚		F.	豕	豚		豚	
	l シ l 種 ャク	大 ョ	種 ードスレ	ラン	種 l ス	ドラレン	種しス	ドラレン	種 ヤク 1 3	カヨノー
	4 0 ル ク 5 ライ 1 ブオ 3 ル 0 フ		0 ブプエ 2 ソコ 0 0 ンア 6 イ バ 6 1 サ			1 × 7 4 7 3 × 9 7		ン 2 1 3 7 8 エ 1 ム	0 ニエ 9 0 コー 6 ラデ ージャ 1 ャ 5 ー ク	
	福島		福島		リ ア カ メ		リアカメ		福島	
チャンピオン	1 5 ル ボ 6 7 l 0 0 ソ 1 1 l 1 3 1 ダ 3 2 ブ	1 フル 4 ル 2 コート	0 1 ルエ 0 ブ ト イ 9 0 1 プ カ 4 7 バ 7 7	8 サンプソン 4	ケ 9 ト 4 3 2	アイアン 1 1 マン 1 ン マン	ラナ エムテー 20-5	1 2 3 7 7 0 エムシ	6 0 0 8 0 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	3-4517 9 7 9 9 9 9 9 9
	間		同		Ī	同		司	同	
	同		同		同		同		同	

福十十八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	号 三第一	福平 島 県 九	六 一 号 第 十	福半島人	五一号第十	福半島人	四 一 号 第 十	福平 島十 県九	福平 三一福平 島十 号第島十 県九 十県九		二一筹第十	福島県九
牛	F	Ė.	F	‡	牛		豚			豕	豚	
黒毛	和種	黒毛	和種	黒毛	和種	黒毛	ク I 種	1 デ ツュ	クロデ 種ッュ		l シ 種 ヤ	トカヨ
新糸安	卢亘	支重	补充	申 富 3	作 紧 言	多。惟自 [5 リェエ 1 ター・ア 8 1 ン クス 2 7 0		タニ 8 ス 8 ッア 0 ルプア 0 ンクイ 0 レイ 2 ス 5 0 ス		ダッンピオンピオン の 6 4 4 5 7 7 6 7 6 7 6 7 7 6 7 7	
福島	有点		补	可 田 司 司	有島	 田 三 寸	产	日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	术 E	田田	福島	i i
糸藤	きくまさゆう	茂重波	ふくひめ	第6金高	ゆふういん	東末博	66 65 5 1 マーン 1 ターン	ックス アール パワー	0 1 フ 7 ル レ 0 シュ 3 ボ 9 ボ	ク サプライズ ブレス ブラッ		ボーイ 6 1
同	六 六 升 田	六 八 市 二 六 升 初 森 松		同		五月町	同		同		同	
牧牛利用	エム牧場	有限会社	Ī	ij	組身	漫影 福島県酪	Ţi	同同		同		

号 三 福 平 第 島 十 九 県 九		号 三第八	号 三 福 平 第 島 九		号 三 福 平 第 島 北 北		号 三 福 平 第 島 土 六 県 九		号 三 福 平 第 島 十 五 県 九		福島県	号三第三	福十 上	号 三第二
牛		Ĕ	Ė	<u>,</u>	†	F	‡	F	‡-	牛		<u>F</u>	牛	
— 和 種	黒毛	和種	黒毛	和種	黒毛	和種	黒毛	和 黒種 毛		和 黒種 毛		和種	黒毛	和種
有美国	福 日		日 k g	7777	送美貴	照集福		東東		Į.	邦	英茂勝		
有是	田田司司司司司司司司司司司司司司司司司司司司司司司司司司司司司司司司司司司司司	福 島		福島		福島		福島		有 是	品与	福島		
ゆふういん	第6金高	あや	北 3 7 の 8	すみこ	北国 7 の 8	あきこ 2	第5隼福	すみえ	東平茂	ふく	東平茂	ふくこ	平茂勝	第6ふじなみ
同		同		同		同		六道字町日郡 一下高和山 一中倉田市		同		原字在福島工		
同		ī	ij	ſ	司	ļi	ij	ン ラ タ 糸 1 ~	に	同		組生	 	組合

報

三第二十	平 十九	六 号 第 十	六三福平 号第島十 十県九 十県九		福平島土	四三号第十	福平島十	三号第十	福平島八	二号第十	福平島十	一三 号第十	福平島十県九	号 三第十	福平島九
4	‡	£	‡	£	Ė	£	Ė	牛		牛		4	Ė.	4	Ė.
和種	黒毛	和種	黒毛	和種	黒毛	和種	黒毛	和種	黒毛	和 黒種 毛		和種	黒毛	和 種	黒毛
补	福福勝栄		P 券关	9 服	ズ族ガム	福東		第 1 勝 光		第	第7 秦 秦 浴 浴		たで 本 1 本 1 人	隼 平 茂	
有点	日田当司	有島	可用自己	有島	可 田 ヨ ヺ	有島	可 囲 到 可	存息	可 囲 司	有島	可用	补	ii Ħ 動	存息	可用
さくらこ	福栄	まさみ	平茂勝	まさみ	平茂勝	\$<	東平茂	ゆふういん	平茂勝	第6ふじなみ	第7糸桜	みか	糸清水	かわひめ1	第5
同		同		同		闰		同		同		同		Ē	ij
同		Ţ	司	Ī	ī	Ī	ij	同		同		同		Ē	ī

	十四号	福平島土	十三第二	福平島北	十二第二	福平島土	十三第一号二	福平島土	十三号第二	福平島県九	九三号第十	福井上	八三号第十	福平島九	七号
	牛		F	Ė	E	Ė	牛		牛		牛		牛		
	和種	黒毛	和種	黒毛	和種	黒毛	和黒種毛		和 黒種 毛		和種	黒毛	和種	黒毛	
	拳 志 郎 2 7		之 良 (考	小町平茂		勝 景安 波		景安華		喜多平茂				
	有是	田田司司	有是	日田司司	福島		福 島		有是	田田司司	补	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	有是	日田司司	
0 1 2 フクチク2 9 2	さくら	景東	さくら	景東	ふじはな	平茂勝	なつい	平茂勝	ふくかね	景東	みか	景東	みらい	平茂勝	
	同		Ī	同 同		ij	Ī	ij	同		同		同		
	同		Ī	1	Ī	1	同		同		同		同		

458

	十 三 福 平 八 第 島 十 号 二 県 九	十 三 福 平 七 第 島 十 号 二 県 九	十 三 福 平 六 第 島 十 号 二 県 九	十 三 福 平 五 第 島 十 号 二 県 九		
	豚	豚	豚	豚		
	種 ドラスレン	種 1 ドラスレン	種 1 ドラスレン	種 1 ドラスレン		
	0 2 0 3 1 3 7 5 7 フ 9 3 ク 5 チ 7 7 ク	7 1 2 0 0 3 3 1 1 フ 5 1 3 ク 4 3 チ 2 ク	0 7 2 0 3 3 1 3 1 フ 5 2 1 ク チ 7 2 ク	0 2 0 4 7 3 9 7 7 9 0 2 + 9 3 6 0		
	福島	福島	福島	福島		
1 2	0 6 4 0 1 1 0 2 3 9 2 9 2 1 2 7 6 4 7 8 0 7 6 4 7 1 1 9 7 9 8 7 6 4 4 9 8 7 9 4 7 9 4 7 9 4 7 2 3 2 2 4 1 2	7 0 0 5 0 3 8 2 3 8 2 4 3 7 6 6 6 9 4 2 2	1 3 0 2 9 0 6 1 2 8 1 2 0 7 6 3 0 6 0 7 6 3 0 9 0 5 9 5 5 4 0 7 4 2 0 5 3 2 1 2	0 1 0 6 2 8 4 2 0 7 6 6 6 0 6 9 2 7 9 4 0 4 3 2 2 1		
	同	同	同	同		
	同	同	同	同		
	十 三 福 平 二 第島 十 号 三 県 九	十 三 福 平 一 第 島 十 号 三 県 九	十 三 福 平 号 第島 十 三 県 九	十 三 福平 九第二県九		
	豚	豚	豚	豚		
	種 1 ドラスレン	種 ドラスレン	種 丨 ド ラス レン	種 ドラ スレン		
	0 2 0 4 2 3 4 6 9 7 0 9 9 4 7 7 8 9	7 5 2 0 0 3 4 2 1 7 4 8 2 2 6 4 f 2 2	0 2 0 4 2 3 2 2 2 フ 1 6 ク 6 チ 7 0 ク	0 2 0 3 1 3 8 6 7 フ 4 4 3 ク 7 9 ク		
	福島	福島	福島	福島		
02フクチク2	8 4 0 6 2 0 7 9 2 0 1 2 7 7 0 1 2 7 7 0 1 2 7 7 0 2 0 7 8 7 0 2 0 9 8 7 0 9 7 4 0 0 9 7 3 2 2 1 1 2	4 8 0 3 7 0 2 4 2 2 6 2 7 7 6 2 0 6 3 0 9 3 7 7 7 4 0 4 1 0 2 1 2 4 2 2	5 8 0 2 3 0 7 9 2 9 1 2 7 6 3 2 9 7 7 9 0 7 4 2 2 5 3 2	8 0 0 1 1 1 9 2 8 6 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
	同	同	同	同		
	同	闰	同	同		

福

	十 三 福 平 六 第 島 十 号 三 県 九	十 三 福 平 五 第 島 十 号 三 県 九	十 三 福 平 四 第 島 十 号 三 県 九	十 三 福 平 三 第 島 十 号 三 県 九		
	豚	豚	豚	豚		
	種 ードラスレン	種 ードラスレン	種 l ドラスレン	種 I ド ラ ス レ ン		
	7 2 0 5 エ 5 7 2 ル フ 1 2 ク 9 3 シ 4 4 7 マ	6 0 0 4 エ 5 7 5 ル フ 1 2 ク 9 2 シ 3 5 1 マ	4 9 5 0 6 1 エ 5 7 6 ル フ 1 7 2 ク 1 シ 8 9 1 マ	7 9 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
	福島	福島	福島	福島		
ル2 アイリス 0 2 1 ブ	3 5 0 8 0 4 1 3 2 3 7 3 0 4 0 0 6 7 4 0 3 2 2 0 7 2	4 0 7 6 0 1 2 3 3 7 1 7 4 9 0 4 9 7 4 9 3 5 7 3 1 9 7 7 2 8 1 2	7 6 0 9 8 0 2 9 3	0 3 0 3 7 2 6 1 0 6 3 9 0 # 4 9 7 4 5 3 2 4 2		
	同	同	同	同		
	同	同	同	同		

就任した役員 問 緑川 は 監事 蛭田 同同同同同同同理役事別 役別 同同同同同同同同

蛭蛭齋油氏田田藤座名 緑蛭蛭角緑緑齋川田田田川川藤 蛭 蛭 齋田田藤 齋藤 斎藤 勇 政 哲 次 芳 勇 政 哲 次 芳 衛傳

市田人町旅人字下坪六番地

同同同同同同同

「「「『自字』草一番地同 市田人町黒田字赤仁田九二番地いわき市田人町旅人字道伝四八番地の一住所 市田人町黒田字天ノ川一二一番地市田人町荷路夫字間明沢六六番地 市田人町黒田字戸ノ内七二番地 市田人町荷路夫字山口乙八六番地 人町旅人字下坪九番地

退任した役員 田人土地改良区 名称 油氏座名

平成十九年六月十二日

はわき市E 同同同同同同同同同同同 市田人町貝泊字戸草一番地市田人町黒田字赤仁田九二番地 田人町旅人字道伝四八番地

市田人町黒田字平草六一番地 市田人町旅人字下平石一四二番地 市田人町貝泊字井出二〇番地 市田人町旅人字下坪九番地 市田人町黒田字戸ノ内七二番地 市田人町黒田字天ノ川一二一番地 市田人町荷路夫字間明沢六六番地 市田人町荷路夫字山口乙八六番地 とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 公告第三百四十七号 十七号 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 福島県 平十九 豚 シャ ーク 大ヨ 種 ブル204-アイリス $^{1}_{7}^{7}_{0}^{0}_{8}$ ダ 福島 $\begin{array}{c}
 8 \\
 0 \\
 6 \\
 1 \\
 0
 \end{array}$ ル 2 0 2 | アイリス 8 0 7 0 3 (生産流通領域畜産振興グループ) ダブ 同

福島県知事 佐 藤 雄 平

次の

同

三春

型農業推進総

月二〇日

地域環境保全

平成一六年一 二 四 日 平成一一 _ | | | |

九 平 日 成

一八年九月二

日

三春町 平田村 田村市 玉川村 たむら農業協同組 安積疏水土地改良 った者の名称 土地改良事業を行

> 三春北 部

> > 農村総合整備

年九月

平 〇成 日 平成一

七年三月三

(区画整理)

(集落型)

富沢第

基盤整備促進 急対震対策) 横断工作物緊

平成一三年八月

九年三月三

安積疏

農業用河川工

平成一七年八月

施行認可年月日

工事の完了年月日

福島県知事

佐 藤

雄 平

業の種類 土地改良事

作物応急対策

一四

冒

〇 日

平成一九年三月

(農業用道路

水

地区名

同同監同 事 次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。 公告第三百四十八号 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の 平成十九年六月十二日 緑蛭蛭角川田田田 純 一 利 一 衛 傳 夫 同同同同 市田人町旅人字下坪六番地市田人町旅人字下平石一四二番地市田人町県田字平草六一番地市田人町貝泊字井出二〇番地 第 項の規定により

(農村整備領域農村計画グループ)

三二一

測量期間 作業の種類

耶麻郡猪苗代町字長坂地内

平成十九年六月二十日から平成二十年三月二十一日まで

公共測量(経営体育成基盤整備事業の確定測量に伴う基準点測量)

(農村整備領域農業基盤整備グループ)

~ ージ 段 行

正 誤 正. 誤

○平成十九年六月一日付け定例第千八百八十号中 十四百 上 後ろか ら 十 条例 福島県留置施設視察委員会 例 福島県留置施設視察委員条

福島県知 事 佐 藤 雄 平

平成十九年六月十二日

第三十九条で準用する同法第十四条第一項

北田

基盤整備促進

平成一一

年八月

平成

八年一一月

(農村整備領域農村計画グループ)

(農道)

蜂ノ巣

基盤整備促進

平成一一 九日

年一一

平 成

九年三月一

六日

本松

農道整備

平成九年六月

平成

九年三月三

七日

(農道)

宇道

基盤整備促進 合整備

平成一一年二月

平成一

九年三月